

補助金調書

補助金名	福岡市認知症介護指導者養成研修事業補助金			担当課 (連絡先)	福祉局高齢社会部事業者指導課 (TEL733-5348)	
交付先	団体	研修生を派遣する介護保険施設、居宅介護サービス事業者等		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	4月～11月			
(公募の場合) 応募要件	<p>次の(1)～(5)の要件を満たし、勤務先の長が適当と認め推薦した者に対し、認知症介護研究・研修東京センターが実施する認知症介護指導者養成研修対象者選抜考査の結果、研修対象者として認められた者。</p> <p>(1) 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する者であって、相当の介護実務経験を有する者</p> <p>① 介護保険施設・事業所等に従事している者 (過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む。)</p> <p>② 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者</p> <p>③ 民間企業で認知症介護の教育に携わる者</p> <p>(3) 認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修を修了した者</p> <p>(4) 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者</p> <p>(5) 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者</p>					
(非公募の場合) 非公募の理由	/					
補助開始年度	令和5	年度	経過年数	2	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症介護の質向上に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護の現場の実践者に対する研修等を通して認知症介護の専門職員を育成し、認知症介護技術の向上を図り、もって認知症者に対する地域全体の介護サービスの充実を図ることを目的とする。</p> <p>【補助対象事業】 福岡市認知症介護指導者養成研修事業</p>					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する理由	/					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 国が指定する研修機関への旅費及び宿泊費、教材費・災害傷害保険料				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	2 件	0 件	0 件		
	350 千円	165 千円	0 千円	0 千円		
前年度補助事業の主な実施概要	認知症介護研究・研修東京センターが実施する認知症介護指導者養成研修を受講した際に発生した旅費等を補助対象として、市内の事業者(2カ所)に対して補助金を交付。					
補助金交付による効果	認知症介護の専門職員を育成し、本市主催研修を通して第一線の介護実践者へ伝達することができるため、本市の認知症介護の質の向上が図られる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。